

令和8年度薬品購入単価契約
(水道用次亜塩素酸ナトリウム)
仕様書

この表紙を除く枚数（1枚）

薬品単価契約仕様書
(水道用次亜塩素酸ナトリウム)

(目的)

第1条 本仕様書は、奈良県広域水道企業団（以下「発注者」という。）が購入する薬品の単価契約を受注者と締結するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(対象薬品名及び契約方法)

第2条 薬品名及び契約方法は次のとおりとする。

水道用次亜塩素酸ナトリウム

品質規格 JWWA K 120:2008-2 の品質一級で、下表に適合する製品とする。

項目（品質一級）	規格数値
有効塩素 %	12.0 以上
外観	淡黄色の透明な液体
密度 比重（20℃）	1.16 以下
遊離アルカリ %	2 以下
臭素酸 mg/kg	50 以下
塩素酸 mg/kg	4000 以下
塩化ナトリウム %	4.0 以下

1 kg当たりの単価契約

(納入場所)

第3条 納入場所は、次のとおりとする。

山崎浄水場（生駒市山崎町18番7号）

真弓浄水場（生駒市真弓2丁目13番1号）

(納入方法)

第4条 受注者は、発注者の指定する日時に山崎浄水場に到着し、その後前条の納入場所へ発注者又は委託職員立ち会いの上納入しなければならない。

2 納入荷姿はタンクローリーとする。

3 フランジ接続（口径：JIS10K50A）とする。

(薬品納入単位量)

第5条 納入予定総量は1年間当たり約45,000kgとする。ただし、原水の水量及び水質等により増減する場合がある。

2 1回当たり納入単位重量は、おおむね次のとおりとする。

山崎浄水場 2,000kg

真弓浄水場 3,000kg

ただし、単位重量は増減する場合がある。

(薬品納入時提出書類)

第6条 受注者は、納入毎に製造会社が発行する発注者宛の出荷証明書（計量証明書）及び品質保証書（分析試験報告書）を提出しなければならない。

(注意義務)

第7条 薬品の納入に当たっては、薬品の性質を充分把握し慎重に取り扱わなければならない。

(その他)

第8条 落札決定者については、電子契約に必要な担当者のメールアドレス等を報告すること。